

京橋消防署からのお知らせ

# 住宅用火災警報器は

設置から **10年**を目安に

**本体の交換**をおすすめします！

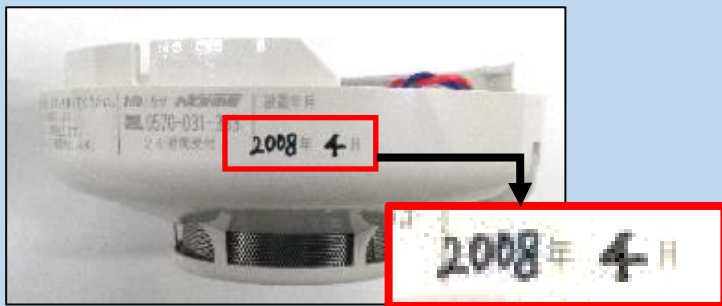


住宅用火災警報器は、古くなると、電子部品の劣化などが原因で、火災を正常に感知しないことがあります！



## 設置時期を確認しましょう！

確認方法①（設置年月の確認）



設置した際に記入した設置年月を確認

確認方法②（製造年月の確認）



本体裏面に記載している製造年月を確認

どちらかの方法で確認して、10年が経過していた場合は警報器本体を交換しましょう！

住宅用火災警報器は、正常に作動し、電池が切れていない場合でも、設置から10年を目安に本体の交換を推奨しています。ご自宅に設置している警報器の設置時期を確認しましょう！

また、「いざ」というときにきちんと作動するように、日ごろからお手入れや点検をしましょう！

問合せ先 京橋消防署 警防課 地域防災担当

電話 03-3564-0119(内線 322 321)